前橋市戸籍手数料条例の改正について

令和5年12月15日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市戸籍手数料条例の一部を改正する条例

前橋市戸籍手数料条例(平成12年前橋市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表の1の項中「法第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表の6の項中「書類の閲覧」の次に「又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧」を加え、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件」に改め、同項を同表の8の項とし、同表の5の項中「又は法第48条第2項」を「、法第48条第2項」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同項を同表の7の項とし、同表の4の項中「法第12条の2又は」を「法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は法」に改め、同項を同表の5の項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 法第120条の3第2項の規定に基づく除 籍電子証明書提供用識別符号の発行を請求す る者(情報通信技術を活用した行政の推進等 に関する法律第7条第1項の規定により同法 第6条第1項に規定する電子情報処理組織を 使用する方法により除籍電子証明書提供用識 別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除 籍電子証明書の請求が同項の規定により同項 に規定する電子情報処理組織を使用する方法 により行われた場合に限る。)における当該

除籍電子証明書提供用識別 符号1件につき700円 発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を請求する者を除く。)

別表の3の項中「法第12条の2若しくは」を「法第12条の2において準用する 法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは法」に 改め、「法第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を 証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項を同表の4の項とし、同表の2の項の 次に次の1項を加える。

3 法第120条の3第2項の規定に基づく戸 籍電子証明書提供用識別符号の発行を請求す る者(情報通信技術を活用した行政の推進等 に関する法律(平成14年法律第151号) 第7条第1項の規定により同法第6条第1項 に規定する電子情報処理組織を使用する方法 (総務省令で定めるものに限る。以下この項 及び6の項において同じ。)により戸籍電子 証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当 該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第 1項の規定により同項に規定する電子情報処 理組織を使用する方法により行われた場合に 限る。)における当該発行及び戸籍電子証明 書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明 書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明 書が証明する事項と同一の事項を証明する戸 籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求 を行う場合における当該発行を請求する者を 除く。)

戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円

この条例は、令和6年3月1日から施行する。